

藤沢市子ども・子育て会議条例の改正及び今後の方向性

1 藤沢市子ども・子育て会議条例の改正について

(1) 経緯

本市では、これまで、子ども・子育て支援法に基づき、藤沢市子ども・子育て会議を設置し、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及びその計画を補完する計画として位置づけられている「藤沢市子ども共育計画」の進捗管理を行ってきました。

今後は、本計画及びこども施策を調査審議対象とし、その総合的な推進及び進捗管理を図るため、こども基本法を根拠に加え、藤沢市子ども・子育て会議の位置づけや所掌事務の見直しを行うことを目的として、令和7年2月市議会定例会に、藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正案を上程し、2月20日子ども文教常任委員会への付託後、2月28日の本会議において可決されました。

(2) 改正のポイント

従前の考え方	改正後
○子ども・子育て支援法による審議 ※付随する児童福祉法による審議	○こども基本法に係るこども施策 ※付随する児童福祉法による審議
→所掌計画 子ども・子育て支援事業計画 ※補完する計画も一括進捗管理	→所掌計画 子ども・若者共育計画 ※市町村こども計画 一体化する計画として 市町村子ども・子育て 支援事業計画等も進捗管理

2 所掌事務の詳細

(1) 藤沢市子ども・子育て会議条例で想定をしている所掌事務

ア 藤沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2

イ 藤沢市子ども・子育て会議条例で想定している所掌事務

資料3

- (2) 今後の子ども・子育て会議を進める上で重点的に取り組む施策
 - ア 子ども・若者の意見聴取
 - イ 子ども・若者の居場所づくり(→居場所づくり推進計画の策定)

3 会議の進め方

(1) 重点施策を含めた進め方

ア 部会による推進

(ア) 保育・教育・子育て支援部会

…今後の方向性: 子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画(主に保育等)に関すること

(イ) 子ども・若者意見聴取部会

…今後の方向性: 子ども・子育て会議の若者枠と連携、(仮称)子ども・若者委員会の進捗に関すること

(ウ) 青少年・居場所づくり部会

…今後の方向性: 2025年度(令和7年度)に策定を予定している居場所づくり推進計画に関すること

※将来的には、藤沢市青少年問題協議会の協議議題を含むか検討

イ 本会議の役割

(ア) 子ども・若者共育計画の進捗管理

(イ) 各部会の進捗状況の報告

(2) その他

藤沢市子ども・若者共育計画に記載される事業のうち、個別に分野別等の審議会等での議論がされていることから、部会等による議論や事業の推進をする対象としないもの。

ア 人権施策→人権協議会、男女共同参画に関する審議会等による進捗管理

イ 障がい児→障がいに関する審議会等による進捗管理

ウ 母子保健→母子保健推進協議会等による事業等に関する助言

エ 地域づくり・地域人材の育成・福祉関係→共生社会推進に関する審議会

※ 子どもの貧困を含むものとする

オ 虐待に関すること→要保護児童対策地域協議会において取り組む

カ 学校教育関係→教育振興基本計画に関する審議会

以 上